



日 時:令和 8 年 3 月 2 日(月) 11:00~

場 所:庁議室(市役所4階)

■市長あいさつ

■案件

1. 物価高騰対応「水道料金の負担軽減」の実施について(経営管理課)1
2. 日田市教育大綱の策定(見直し)について(教育総務課)3
3. 日田市職員カスタマーハラスメント対策基本方針の制定について(総務課)5
4. 日田市公式ホームページをリニューアルします(企画課)14
5. 日田玖珠広域消防組合火災予防条例の改正について(防災・危機管理課)17
6. 令和 8 年 3 月の行事予定(企画課)22

【出席】

市長、経営管理課長、教育総務課長、総務課長、企画課長、防災・危機管理課長
日田玖珠消防組合

【問合せ先】

日田市 総務企画部 企画課 広報・広聴係
TEL 0973-22-8627 FAX 0973-22-8324



報道関係者各位
プレスリリース

物価高騰対応「水道料金の負担軽減」の実施について

<p>概要</p>	<p>物価高騰の影響を受けている生活者や事業者などの水道使用者に対し、経済的負担の軽減を図るため、水道基本料金の無償化を行います。</p>
<p>内容</p>	<p>市では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、令和8年3月検針分から、水道料金のうち基本料金部分の無償化を行います。</p> <p><u>○物価高騰対応 水道料金の負担軽減について</u></p> <p>内 容：無償化の対象は、水道料金のうち基本料金部分 対 象 者：市と給水契約を結んでいる全ての水道使用者（ただし、公的機関は除く） 対象期間：R8.3月検針分（4月請求）から R8.8月検針分（9月請求）の6ヶ月分 申請手続：不要</p> <p>無償化の見込み：件数 約 26,000 件／月 （うち、一般世帯 約 22,900 件、事業者 約 3,100 件） 総額 約 1.9 億円／6ヶ月</p> <p>市民への周知：無償化の期間中は、毎月検針時に配布する検針票の一部を変更し、基本料金が無償化された額を確認出来るようにしています。</p>
<p>添付資料</p>	<p>無 ・ <input checked="" type="checkbox"/>（1枚）</p>
<p>市民への周知</p>	<p>広報ひた3月号（添付資料）、市ホームページ</p>
<p>注意事項</p>	<p>—</p>
<p>問合せ</p>	<p>経営管理課 窓口係 担当：森山 ☎22-8224</p>

物価高騰対応「水道料金の負担軽減」に関するお知らせ

令和8年3月検針分から「水道基本料金の無償化」を実施します。毎月、検針時に配付する検針票《上下水道等使用量のお知らせ》を下記のとおり一部変更していますので、支払金額等は検針票をご確認ください。 詳細▶



《上下水道等使用量のお知らせ》

令和 8年 3月分使用水量
 検針日 令和 8年 3月17日
 方書
 氏名 **スイドウ ハナコ** 様
 お客様番号 11111111111-001
 メータ番号 22B2222 **口径 13**
 当月指針 R8. 3.17 111 m³
 前月指針 R8. 2.17 90 m³
 使用日数 28 日
 旧メーター使用量 0 m³
 差引メーター(-) 0 m³
 加算メーター(+) 0 m³
 下水認定水量等 0 m³

	使用量	使用料金
上水道	21 m ³	3,390 円
下水道	21 m ³	3,300 円
請求予定額 *上水道基本料金を無償化した金額		
上水道使用料金	*	2,300 円
うち消費税(10%)	*	209 円
下水道使用料金		3,300 円
うち消費税(10%)		300 円
合計		5,600 円

「基本料金」を無償化（6か月分）

- 対象 市と水道の給水契約をしている世帯・事業者（公的機関を除く）
 - 期間 3月検針分（4月請求）～8月検針分（9月請求）
 - 申請手続 **不要**
- ※本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

【無償化となる基本料金とは】

基本料金は、メーターの口径によって異なります。《上下水道等使用量のお知らせ》でご確認ください。（通常、一般家庭の口径は13mmで1,090円です）

基本料金が免除される前の金額

口径	基本料金	基本水量
13mm	1,090円	8m ³ 以下
20mm	1,300円	
75mm	28,040円	

基本料金が免除されたあとの請求金額

※月の途中で開栓・閉栓をしたときは、基本料金が半額になることがあります。

基本水量を超えた水量に対する料金（従量料金）と下水道使用料は、無償化の対象外です。

上水道のみ使用で基本料金内の人へのご案内

水道のみ使用（下水道の使用がない）で、基本水量を超えていない場合は、請求金額が0円となるため、無償化の期間内は、納付書の発送による請求と口座振替は行われません。

問 経営管理課窓口係 ☎2224（市役所5階）

上下水道の手続は

電子申請対応の手続が増えて、もっと便利に！

いつでも
どこでも
スマホで申請



詳細はこちら▲

問 上下水道局料金センター
 ☎2220（市役所5階）
 経営管理課窓口係
 ☎2224（市役所5階）

電子申請が便利です！

1. 開栓申込

上下水道を使い始めるとき

2. 閉栓届出

上下水道の使用を停止するとき

＼ 3・4は、新しく電子申請ができるようになりました！

3. 使用者名義変更等届出

使用者の名義変更、納付書の送付先変更、口座から納付書払いに変更するとき

4. 地下水使用人数変更届出

地下水（井戸水）を使用している一般家庭の世帯人数が増員・減員したとき

【基本理念】

Take Action for the Future

学び、考え、行動する
未来の社会を創るのはわたしたち

【基本方針】

Policy01

学びを変える

Project 1 「そろえる教育」から「伸ばす教育」へ

Project 2 学びをつなぐ

Project 3 未来への希望とあこがれをつくる

Policy02

学校を安全で、安心な場所に

Project 1 誰一人取り残さない

Project 2 いじめを許さない

Project 3 心と^{からだ}身体を守る

Policy03

「ひた」の子どもを地域とともに

Project 1 地域と育てる

Project 2 地域を学ぶ

Project 3 地域で学ぶ



報道関係者各位
プレスリリース

日田市職員カスタマーハラスメント対策基本方針の制定について

<p>概要</p>	<p>職員の深刻な被害実態に対応し、職員の人権と就業環境を守りながら、より良い行政サービスを提供するため、「日田市職員カスタマーハラスメント対策基本方針」を制定しました。市が職員を被害者にも加害者にもしない取組を実践し、市全体でハラスメントのない環境づくりに取り組むものです。</p>
<p>内容</p>	<p>1 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の「声」を大切にし、ご要望やご意見には丁寧かつ真摯に対応 ・職員の人権や就業環境を脅かす言動に対しては、組織として毅然と対応 ・事業主として職員を被害者にも加害者にもしない取組を実践 ・市全体でハラスメントのない環境づくりを推進 <p>2 カスタマーハラスメントの定義</p> <p>職員が職務上関わる全ての方々からの言動のうち、要求内容が妥当性を欠く、あるいは当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なもので、職員の勤務環境が害されるもの</p> <p>3 カスタマーハラスメントに該当する行為の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要求内容が妥当性を欠く場合 ・手段・態様が社会通念上不相当な言動 ・要求内容の妥当性に照らし不相当とされる場合があるもの <p>4 カスタマーハラスメントへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疑われる言動があった場合は、組織として事実を調査 ・該当すると判断した場合は警告し、従わない場合は対応を中止 ・特に悪質な場合は、警察への通報や弁護士への相談など法的対応 <p>5 日田市のカスタマーハラスメント対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本姿勢の明確化と広報／対応方法・手順の策定／職員研修／相談対応体制の整備／録音・録画等による事実把握／SNS 等への削除要請／警察・弁護士等との連携／被害職員への配慮／職員が加害者にならないための研修／窓口サービスの対応改善
<p>添付資料</p>	<p>無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> (8 枚)</p>
<p>市民への周知</p>	<p>市ホームページ</p>
<p>注意事項</p>	<p>—</p>
<p>問合せ</p>	<p>総務課 給与厚生係 担当:清水 ☎0973-22-8392</p>

日田市職員カスタマーハラスメント対策基本方針

1 基本的な考え方

日田市は、市民の皆様「声」を大切に、納得・共感していただけるかを「市民目線」で常に考えます。

そして、市民の皆様から寄せられるご要望やご意見は、市政を推進するに当たって貴重なものであり、これらに対しては、丁寧かつ真摯に対応します。

一方で、これらの要望や意見の中には、不当な要求と思われるものや、職員の人格を否定する言動、恐怖心を抱かせるものもあります。これらの行為は、職員の就業環境を脅かすほか、通常の業務への支障や他の利用者へのサービスの低下を招く重大な問題です。

日田市は、このような考えのもと、職員の人権や就業環境を脅かす言動に対し、組織として毅然と対応します。

また、カスタマーハラスメントは職員だけでなく、市民の皆様や市内事業者も直面する社会全体の課題であり、地域経済の衰退や人口流出の一因ともなります。

こうした中、令和7年6月の労働施策総合推進法の改正により、事業主にカスタマーハラスメント防止のための措置を講じることが義務付けられました。

日田市は、まず事業主として職員をカスタマーハラスメントの被害者にも加害者にもしない取組を実践し、それを通じて本方針の趣旨を市民の皆様や事業者と共有することで、市全体でハラスメントのない環境づくりを進めます。

2 カスタマーハラスメントの定義

職員が職務上関わる全ての方々からの言動のうち、要求内容が妥当性を欠く、あるいは当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なもので、職員の勤務環境が害されるもの

3 カスタマーハラスメントに該当する行為の例

例示であって、これらに限定されるものではありません。

(1) 要求内容が妥当性を欠く場合

- ・行政サービスに瑕疵・過失が認められない場合
- ・要求内容が、日田市が提供するべき行政サービスの範囲外の場合

(2) 要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な言動

- ・暴行、傷害など身体的な攻撃
- ・脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言など精神的な攻撃
- ・威圧的な言動
- ・継続的、執拗な言動
- ・不退去、居座り、監禁など拘束的な行動

- ・ SNS/インターネットでの誹謗中傷
- ・ 差別的な言動
- ・ 性的な言動
- ・ 職員個人への攻撃、要求
- ・ 土下座の要求

(3) 要求内容の妥当性に照らし不相当とされる場合があるもの

- ・ 金銭などの補償の要求
- ・ 謝罪の要求

4 カスタマーハラスメントへの対応について

職員に対するカスタマーハラスメントが疑われる言動があった場合には、組織として事実を調査します。

カスタマーハラスメントに該当すると判断したときは、そのような言動を止めていただくよう警告し、従っていただけない場合、対応を中止することもあります。

特に悪質なカスタマーハラスメントに対しては、警察へ通報する、弁護士に相談するなど、法的に対応することもあります。

5 日田市のカスタマーハラスメント対策

- ・ カスタマーハラスメントに対する基本姿勢の明確化と広報
- ・ カスタマーハラスメントへの対応方法・手順の策定
- ・ 職員へカスタマーハラスメント対応方法の研修
- ・ 職員のための相談対応体制の整備
- ・ 録音・録画・対応記録等による事実の把握
- ・ SNS等への不当な投稿に対する削除要請
- ・ 警察への通報や、弁護士等、専門家との連携
- ・ カスタマーハラスメントを受けた職員への配慮
- ・ 職員が加害者にならないための研修
- ・ 窓口サービスや市民への説明などの対応改善

令和8年2月制定

日田市長 椋野美智子

1. 日田市職員カスタマーハラスメント対策基本方針の制定について

職員の深刻な被害実態に対応し、職員の人権と就業環境を守りながら、より良い行政サービスを提供するため制定するもの。

また、日田市が事業主として職員をカスタマーハラスメントの被害者にも加害者にもしない取組を実践することで、本方針の趣旨を市民や事業者と共有し、市全体でハラスメントのない環境づくりに取り組むもの。

(1) 対策基本方針を作成する理由

① 令和7年6月の労働施策総合推進法の改正により、事業主にカスタマーハラスメント防止のための措置を講じることが義務付けられたため

② 職員の深刻な被害実態が明らかになったため

【アンケート調査結果から判明した事実】

- ・ 職員の40.3%（190人）がカスタマーハラスメントを経験
- ・ 91.6%の職員が精神的・身体的影響を受けている
- ・ 13.6%（26人）が退職を考えるほど深刻な状況

③ 職員の人権や就業環境を脅かす言動に対し、組織として毅然と対応する必要がある。

【組織としての責任】

- ・ 市民からの要望や意見の中には、不当な要求と思われるものや、職員の人格を否定する言動、恐怖心を抱かせるものがある。

これらの行為は：

- ・ 職員の就業環境を脅かす
- ・ 通常の業務への支障をきたす
- ・ 他の利用者へのサービスの低下を招く

④ 市全体でハラスメントのない環境づくりを推進するため（市全体の課題への対応）

【ハラスメントは：】

- ・ 職員だけでなく、市民の皆様や市内事業者も直面する社会全体の課題
- ・ 地域経済の衰退や人口流出の一因ともなる

【日田市が事業主として職員をカスタマーハラスメントの被害者にも加害者にもしない取組を実践することで：】

- ・ 本方針の趣旨を市民の皆様や事業者と共有
- ・ 市全体でハラスメントのない環境づくりに取り組む

⑤ 組織としての基本姿勢を明確にするため（対応の基準と方針の明確化）

【基本方針を制定することで：】

- ・カスタマーハラスメントの定義を明確化
- ・該当する行為の例を示す
- ・対応方法を組織として統一
- ・職員を守る姿勢を内外に示す

これにより、職員が安心して業務に取り組める環境を整備する。

⑥ 具体的な対策を推進するための基盤とするため

【基本方針に基づく対策の実施】

基本方針を制定することで、以下の具体的な対策を推進する。

- ・カスタマーハラスメントに対する基本姿勢の明確化と広報
- ・カスタマーハラスメントへの対応方法・手順の策定
- ・職員へカスタマーハラスメント対応方法の研修
- ・職員のための相談対応体制の整備
- ・録音・録画・対応記録等による事実の把握
- ・SNS等への不当な投稿に対する削除要請
- ・警察への通報や、弁護士等、専門家との連携
- ・カスタマーハラスメントを受けた職員への配慮
- ・職員が加害者にならないための研修
- ・窓口サービスや市民への説明などの対応改善

2. 日田市職員カスタマーハラスメント対策委員会の設置について

カスタマーハラスメント対策を推進するため、副市長を委員長とする対策委員会を設置するもの。実態把握・共有、対応マニュアル策定、具体的な事例の解決に向けた検討、住民・関係団体等への啓発を行い、組織として職員を守るとともに、ハラスメントのないまちづくりに取り組むもの。

(1) 委員会構成

副市長（委員長）、総務企画部長（副委員長）、総務課長、企画課長、市民課長、人権・部落解消推進課長、福祉支援課長、学校教育課長、職員団体が推薦する職員、その他市長が必要と認める者

※必要に応じて委員を追加するもの。（商工労政課長など）

【アンケート調査の概要】

- ◆ 調査目的

職員が安心して働ける環境づくりを進めることを目的に、職員に対するカスタマーハラスメントの実態や課題を把握するため、職員アンケートを実施した。
- ◆ 本アンケートにおけるカスタマーハラスメントの定義

行政サービスの利用者等からのクレーム・言動のうち、内容の妥当性に照らして、その要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、職員の就業環境が害されるもの。差別的な言動や性的な言動も含まれます。
- ◆ 対象者及び回答者

全職員1,045人のうち472人が回答（回答率 45.2%）
- ◆ 調査期間及び調査方法

令和7年9月25日から令和7年10月10日の期間にインターネットを利用した無記名アンケート方式で調査を実施

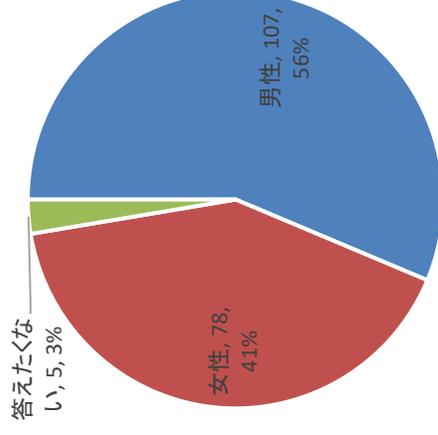
1. カスタマーハラスメントの発生状況・内容等について

10 (1) 直近3年以内に、カスタハラを「受けたことがある」と回答した職員

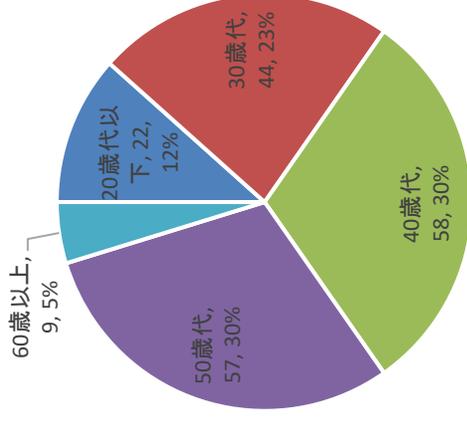
受けたことがある	受けたことがない
40.3% (190人)	59.7% (282人)

カスタハラを受けた経験が「ある」と回答したのは190人（40.3%）で、職員の約5人に2人がカスタハラを経験しています。
 属性別では、男性の経験率43.5%、女性の経験率35.9%と男性がやや高く、年齢別では40歳代が55.2%と最も高い結果でした。

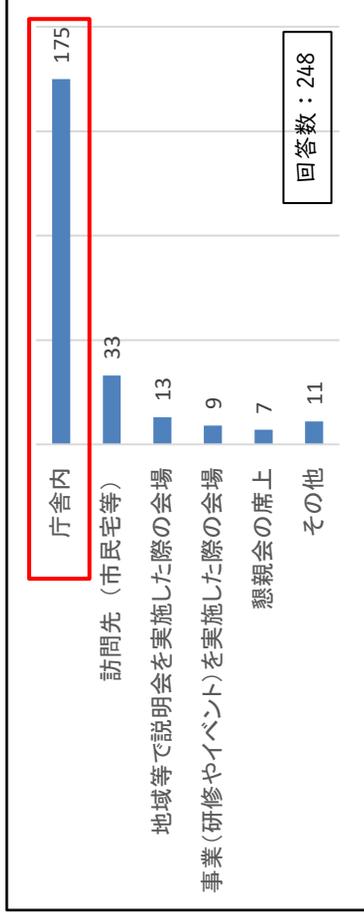
受けたことがある
「性別別」



受けたことがある
「年齢別」

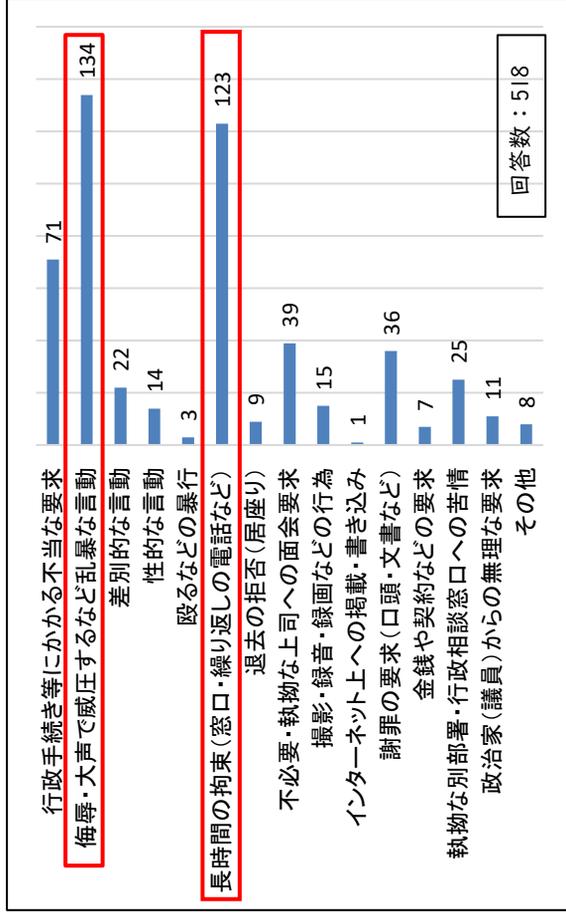


(2) カスハラを受けた場所



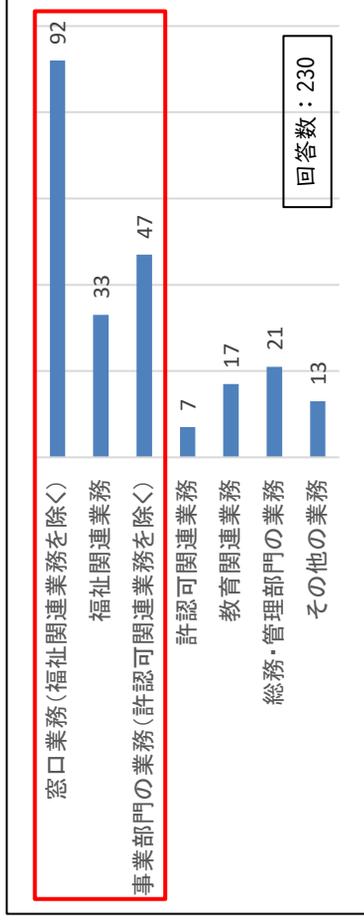
「庁舎内」が175件(70.6%)と7割以上を占めており、窓口での対面対応や庁舎内での電話対応時にカスハラが集中していることを示しています。

(4) カスハラの内容



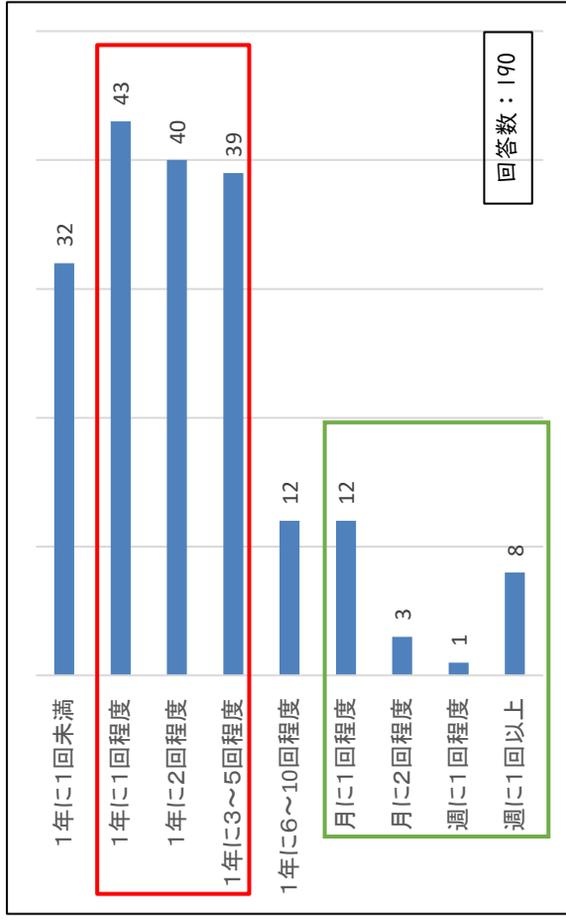
最も多いのは「侮辱・大声で威圧するなど乱暴な言動」134件(25.9%)次いで「長時間の拘束(窓口・繰り返しの電話など)」123件(23.7%)で、この2つで約半数を占めます。

(3) カスハラを受けたときの業務内容



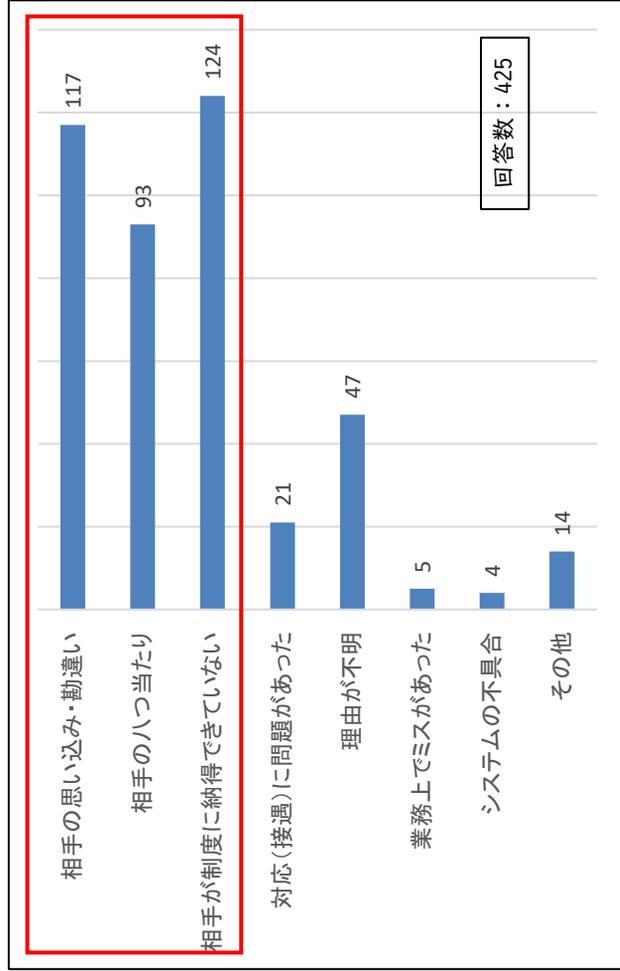
「窓口業務」40%、「事業部門の業務」20%、「福祉関連業務」14%の順で多く、全体の7割以上を占めています。

(5) カスハラを受けた頻度



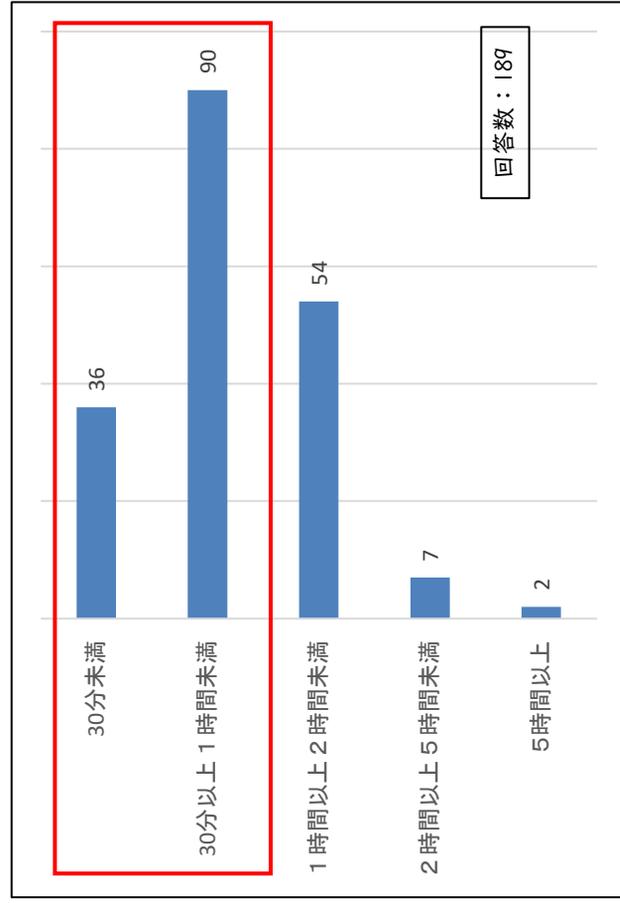
「1年に3~5回」が21%、「1年に1回~2回」が44%と、年に複数回経験している職員が多数います。さらに「月に1回程度」12人、「週に1回以上」8人と、日常的にカスハラを受けている職員も存在します。

(6) カスハラを受けるきっかけとなった理由



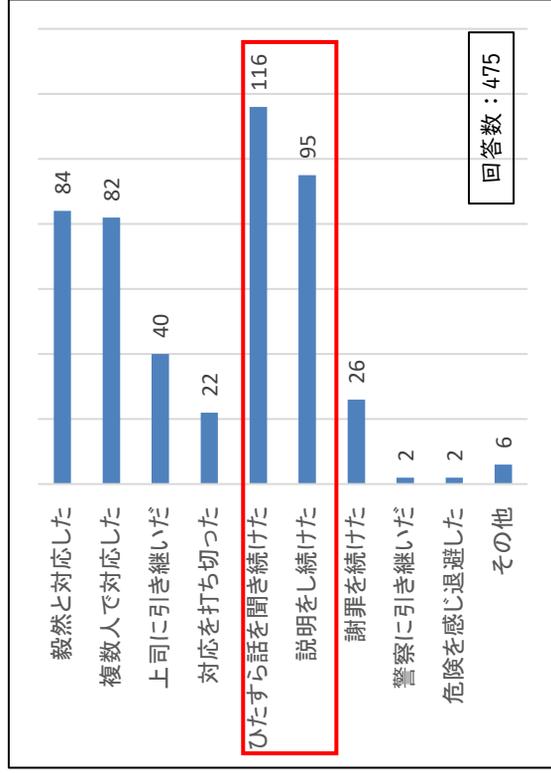
最も多いのは「相手が制度に納得できていない」124件(29.2%)、次いで「相手の思い込み・勘違い」117件(27.5%)、「相手のハつ当たり」93件(21.9%)となっています。「職員の対応(接遇)に問題があった」ケースは21件(4.9%)であり極めて少ない結果となりました。

(7) カスハラ対応平均時間



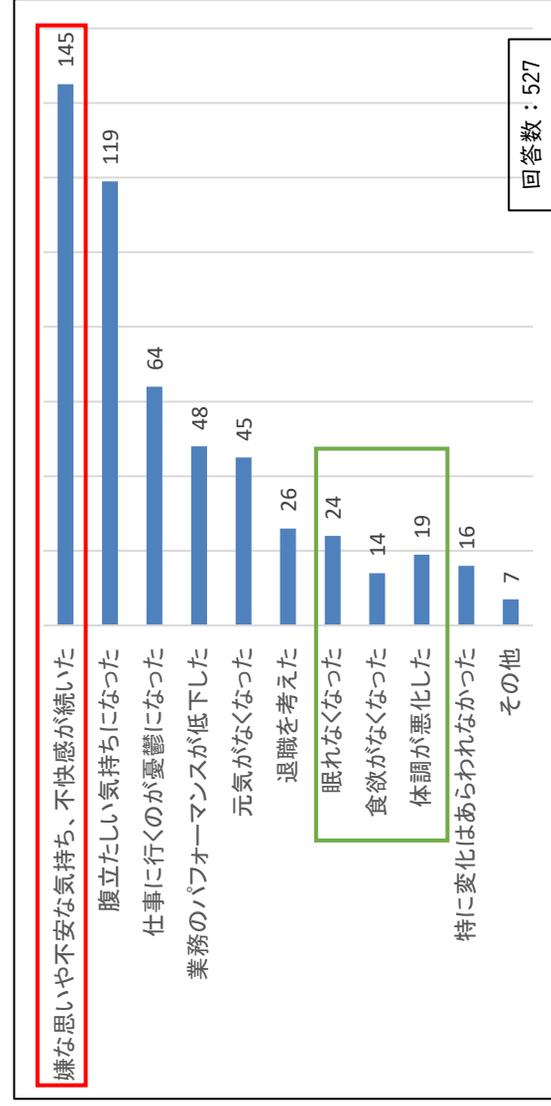
「30分以上 1 時間未満」90件(47.6%)が最も多く、「1 時間以上 2 時間未満」54件(28.6%)と合わせて、約8割が30分以上の対応を強いられています。「30分未満」は36件(19.0%)にとどまり、「2 時間以上 5 時間未満」7件、「5 時間以上」2件もあります。

(1) カスハラを受けた際の対応



最も多いのは「ひたすら話を聞き続けた」116件 (24.4%) であり、これは、職員が相手の話を遮ることができず、長時間にわたって一方的に話を聞かされ続けた状況を示しています。次いで「説明をし続けた」95件 (20%) となっており、職員が制度や手続きを繰り返し説明したものの、相手が納得せず、同じ説明を何度も求められた状況が伺えます。「毅然と対応した」84件 (17.7%)、「複数人で対応した」82件 (17.3%) となっており、適切な対応を取れたケースも一定数あります。

(2) カスハラを受けた後の心身の状態変化



最も多いのは「嫌な思いや不安な気持ち、不快感が続いた」145件で、カスタマー経験者 (190人) の76.3%に当たります。次いで「腹立たい気持ちになった」119件 (62.6%)、「また同じことが起こるのではと仕事に行くのが憂鬱になった」64件 (33.6%)、「業務のパフォーマンスが低下した」48件 (25.2%)、「元気がなくなった」45件 (23.6%)、「退職を考えた」26件 (13.6%) となっています。約8割の職員が精神的苦痛を継続的に感じ、約8人に1人が退職を考えるほど深刻な影響を受けています。

また、「眠れなくなった」24件、「体調が悪化した」19件、「食欲がなくなつた」14件と身体症状も現れています。「特に変化はあらわれなかった」はわずか16件 (8.4%) にとどまり、9割以上の職員が何らかの精神的・身体的影響を受けていることが明らかになりました。



報道関係者各位
プレスリリース

日田市公式ホームページをリニューアルします

概要	市の公式ホームページが新しくなります。
内容	<p>リニューアルにあたって、利用する誰もが「求める情報を簡単に」「人に優しい」ホームページとなるよう、デザイン等を見直し、新たな機能を追加します。</p> <p>■リニューアルサイト URL : https://www.city.hita.oita.jp</p> <p>■公開日時(予定) 令和8年3月 24 日(火曜日) 午前 10 時</p> <p>■リニューアルのポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) デザインの刷新 (2) 4つの特設サイト(楽しむ、住む・働く、子育て、職員採用) (3) やさしい日本語に対応 (4) ページ ID 検索 <p>■注意事項</p> <p>ホームページのリニューアルに伴い、トップページを除く全てのページの URL が変更となります。ブックマークやお気に入り登録をしている人は、リニューアル後にページの遷移ができないことがあります。リニューアル後のページを再度登録いただきますようお願いいたします。</p>
添付資料	無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> (2 枚)
市民への周知	広報ひた3月号
注意事項	—
問合せ	企画課広報・広聴係 担当:田實 ☎22-8627

市公式 ホームページが 新しくなります！

3月24日(火)
午前10時公開(予定)



利用する誰もが「求める情報を簡単に」「全ての人に優しい」ホームページになるよう、デザイン等を見直し、新たな機能を追加して、生まれ変わります。

これからも利用される皆さんにとって、より良いホームページとなるように努めていきます。

問企画課広報・広聴係 ☎ 8627



1 デザインを刷新

パソコンやスマートフォン、タブレットといったどんな端末でも見やすいように、配列やデザインにこだわりました。閲覧する環境によって、ページ内の配置や構成が自動で切り替わります。

スマートフォンでは、親指が届く下部に固定のメニューを置き、操作性も向上！



2 4つの特設サイトを開設

それぞれの特徴に応じたデザインや構成で、分かりやすい！

- 1. 楽しむ
- 2. 住む・働く
- 3. 子育て
- 4. 職員採用

2026.3.24 Hita City Official





「やさしい日本語」に対応

様々な人に配慮し、「やさしい日本語」への変換や、音声読み上げなどの便利な機能をボタン1つで利用できます。



「ページID検索」を追加

各ページに番号となるIDが振られているため、トップページの「ページID検索」で番号を入力するだけで該当のページに簡単アクセス! URLの入力や二次元コードの読取をしなくても、確実にそのページに辿り着けます。



おすすめ機能を登載

各ページ内に、記載内容と関連のあるページが“おすすめ情報”として出てきます。情報収集の際に、ぜひお役立てください。

※掲載している画像は、全て構築中のものです。



coming soon ...

Website Renewal





報道関係者各位
プレスリリース

日田玖珠広域消防組合火災予防条例の改正について

概要	森林火災を防止するために、より実効性を高めることが必要なことから、条例の一部を改正しました。
内容	<p>【条例改正の経過】</p> <p>大船渡市大規模林野火災を踏まえた国の検討会の協議内容を踏まえ、条例改正の(例)が示されたため、改正を行うものです。</p> <p>【条例改正の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●火災に関する警報の発令中における火の使用の制限 第 29 条(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) ・火災に関する警報は、消防法に規定するものであることを明確にした。 ●林野火災の予防に関すること 第 29 条の 8(林野火災に関する注意報) ・気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとした。 ・林野火災に関する注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととした。 ・林野火災の発生の危険性を勘案して、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることとした。 第 29 条の 9(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報) ・林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとした。 第 45 条(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) ・火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にした。 ・消防長は、それぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとした。 <p>【施行日】 令和8年1月1日 ※「可能な限り本年度の林野火災の危険性が高まる時季に間に合うよう」示されている施行期日としています。</p>
添付資料	無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> (5 枚)
市民への周知	消防組合ホームページ、広報ひた3月号、市ホームページ、防災ラジオ、防災無線、SNS
注意事項	—
問合せ	日田玖珠広域消防組合 消防本部 予防課 担当:小野、横山 ☎24-2204

林野火災注意報・警報の運用について

【消防本部 総務課】

発 令

- 1) 発令期間
 - ・ 1月から5月（林野火災の発生が多くなる時期）
 - ※6から12月は、気象状況の変化により必要な場合に発令します。
- 2) 発令指標
 - ※朝5時の気象庁データを毎日確認し、朝8時頃に発令・解除等を公表します。
 - 【林野火災注意報】
 - ・ 以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合に発令します。
 - ※当日に降水の見込みや積雪がある場合は発令しない。
 - ①前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下
 - ②前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表された場合
 - ※乾燥注意報の発表状況により、随時発令・解除となります。
 - 【林野火災警報】
 - ・ 林野火災注意報の発令指標に加え、以下の条件に該当する場合に発令します。
 - ①強風注意報が発表された場合
 - ※強風注意報の発表状況により、随時発令・解除となります。
- 3) 発令区域
 - ・ 日田市、玖珠郡 ※両区域とも発令の場合もあります。

発令時に火の使用が制限されること

以下の制限について、林野火災注意報発令時には努力義務、林野火災警報発令時には義務が課せられます。

- (1) 山林、原野等で火入れをしないこと。
- (2) 煙火（花火）を消費しないこと。
- (3) 屋外で火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外で引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等で喫煙をしないこと。
- (6) 残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火の粉を始末すること。

発令時の火の使用の制限の対象区域

- 【林野火災注意報】
 - ①森林法第5条の規定で大分県が作成する地域森林計画の対象区域（民有林）
 - ②森林法第7条の2の規定で森林管理局長が作成する国有林の地域別の森林計画の対象区域（国有林）
- 【林野火災警報】
 - ・ 発令区域の全域 ※ただし、喫煙の禁止区域は以下の区域。
 - ①森林法第5条の規定で大分県が作成する地域森林計画の対象区域（民有林）
 - ②森林法第7条の2の規定で森林管理局長が作成する国有林の地域別の森林計画の対象区域（国有林）

住民生活で影響がある活動

【火入れの許可】※現行どおり。(変更なし)

森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れ及び火気の取扱いに関する市町の許可

- ・火入れの届出は市町の許可を要する。
- ・各市町の火入れの許可書(写)を消防署へ通知(FAX)する。

(二重の届出とならない取扱い)

＜違反に対する罰則＞ ・30万円以下の罰金又は拘禁刑(森林法)

【火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出】

消防業務で「火災の発生なのか・発生ではないのか」を判断するための消防署への届出 ※新たに「たき火」が届出の対象に追加されました。

- ・期間は通年、区域は全域 ※現行どおり。(変更なし)

＜違反に対する罰則＞ ・なし

※林野火災注意報・林野火災警報の発令時は、火の使用の制限の対象となります。

- ＜違反に対する罰則＞
- | | |
|-----------|-----------------|
| 【林野火災注意報】 | ・なし |
| 【林野火災警報】 | ・30万円以下の罰金又は拘禁刑 |

林野火災予防の取組

【林野火災注意報・林野火災警報発令時の届出者本人への連絡】

＜消防本部＞

- ・届出者から実施前と終了時に連絡を受け、消防署が実施日を把握しているため、届出者からの連絡時に中止又は延期等を指示します。(警報発令時は命じる。)
- ・火入れ届出者から連絡のあった実施日を市町に連絡します。

＜市町＞(火入れ届出者への対応：条例：許可後における指示)

- ・強風注意報、林野火災注意報、林野火災警報発令時は、届出者に火入れの中止又は延期等を指示します。(警報発令時は命じる。)

【火入れ後に林野火災注意報・林野火災警報が発令となった場合の対応】

＜消防本部、市町＞

- ・林野火災注意報及び林野火災警報の随時発令もあるため、途中での中止・延期を指示します。(警報発令時は命じる。)

【林野火災注意報・林野火災警報発令中に、制限行為の通報又は行為を現認した場合の対応】

＜消防本部＞ ・消防署の出動隊が現地で注意を行います。

※注意報の発令中に現地確認において火災の予防上危険であると認められる場合は、中止・始末・処理を命じ、履行しない場合は消防職員が消火を実施します。

(消防法第3条関係)

住民周知

【発令・継続・解除時】

＜消防本部＞ ・ホームページ、幟/のぼり掲示(注意報・警報)

＜市町＞ ・ホームページ、防災無線、防災ラジオ、SNS、アプリ

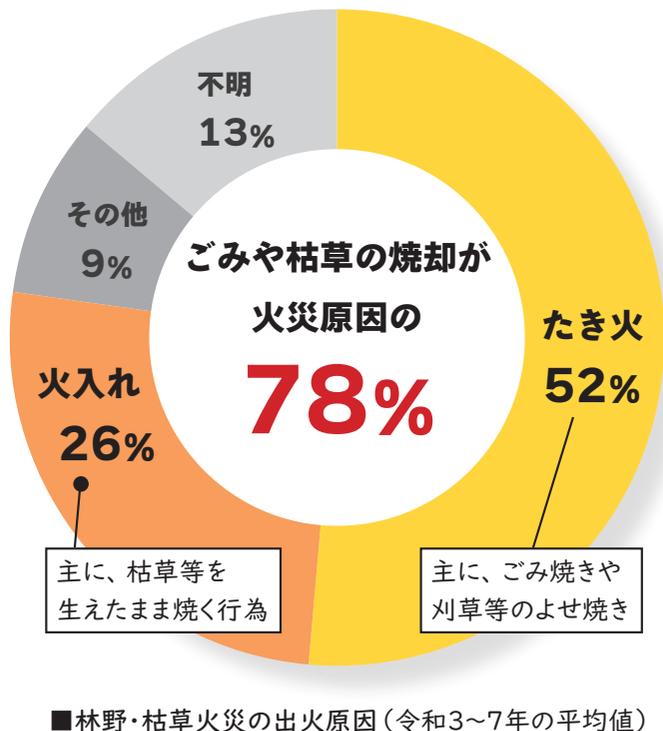
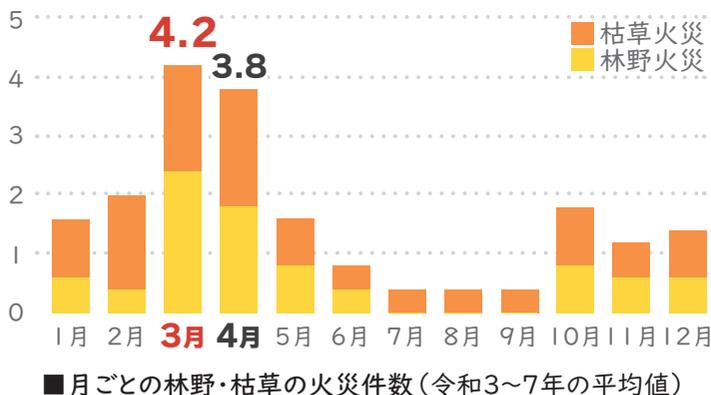
【その他】 ・関係団体(農林業他)へのチラシ配布による周知・啓発

・広報3月号での周知・啓発、3月定例記者会見での周知・公表を実施



林野火災注意報・警報

春は、林野や枯草の火災が多数発生！
その原因の多くは、
ごみや枯草の焼却によるものです



発令時に制限される6つのこと

●注意報発令時…**努力義務**

●警報発令時…**義務**(次の行為をした場合、**罰則**があります)

発令情報や条例の
詳細はこちら▶



- 1 山林、原野などで火入れをしないこと
- 2 煙火(花火)をしないこと
- 3 屋外での火遊び、**たき火**をしないこと
- 4 屋外で引火性や爆発性のある物品、その他の可燃物の近くで喫煙をしないこと
- 5 山林、原野などで喫煙をしないこと
- 6 残火(たばこの吸い殻を含む)、取灰、火の粉を始末すること



屋外での「ごみ焼き」は違法行為です！絶対にしないでください

○ たき火に該当すると考えられる行為（イメージ）



○ たき火に該当しないと考えられる行為（イメージ）



林野火災予防対策関係 質疑応答集 令和7年11月17日 時点版より

【火入れ許可申請について】

火入れの許可申請は、行う場所の市役所や役場に相談してください。

【火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出】

たき火、畦焼き、どんど焼き、剪定枝焼却等、火災とまぎらわしい煙や炎を発生おそれがある場合は、**日田消防署又は玖珠消防署に届出**を行ってください。

神事、祭事等で屋外において裸火を使用する場合も届出をお願いします。



担当
日田玖珠広域消防組合
消防本部予防課
電話：0973-24-2204

日	曜	総務企画部	地域振興部	市民環境部	福祉保健部	農林商工部
1	日		・日田おやおま梅まつり(おおくほ台イベント)(10:00～ おおくほ台梅園)※主催:大山まつり実行委員会 ・5年後の前津江を考える座談会(10:00～ 前津江公民館)			
2	月	・定例記者会見(11:00～ 庁議室) ・令和7年度日田市自衛隊入隊予定者激励会(13:00～ 本庁4階庁議室)				
3	火					
4	水					
5	木					
6	金					
7	土		・2026春 ひたひこウォーキング(スタート受付10:00～12:30 ゴール受付15:00まで JR日田駅)			・ひた森勉強会(10:00～市内各所)
8	日		・中津江公民館まつり(9:15～ 中津江公民館) ・日田おやおま梅まつり(ふるや台イベント)(11:00～ 都築コミュニティセンター)※主催:都築自治会			
9	月					
10	火					
11	水					・苗木の無料配布(10:00～中城体育館)
12	木					
13	金		・カフェ隣だまり&ミニ野菜市(10:00～中津江むらづくり役場集会所)			
14	土					
15	日		・前津江公民館まつり(9:00～ 前津江公民館)			
16	月					
17	火				・医療的ケア児パネル展(3月17日(火)～3月24日(火)市役所1階ロビー)	
18	水					
19	木					
20	金					
21	土					
22	日					
23	月		・第53回なかつえ野菜市(11:00～ 中津江むらづくり役場集会所)			
24	火					
25	水					
26	木					
27	金		・カフェ隣だまり&オレンジカフェ(10:00～ 中津江むらづくり役場集会所)			
28	土					
29	日		・大鶴駅公園境工式(9:00～9:40 旧JR大鶴駅) ・大鶴桜ウォーキング大会(受付9:00～10:00 スタート10:10 大肥川桜路約5.8km)※主催:大鶴公民館、大鶴スポーツ協会 ・石井里山公園桜まつり(9:30～ 石井里山公園)※主催:五和のみらい会議 ・大山スマイルマルシェ(11:00～旧大山操典跡地)※主催:大山スマイルマルシェ実行委員会			
30	月					
31	火					
	備考					

令和8年3月予定表

NO.2

日 曜	文化スポーツ観光部	土木建築部	教育委員会	上下水道局	議会・運営・経営・農林・消防・会計
1 日	・進撃の日田フェスタ スペシャルトークショー(13:00～ ハトリア日田大ホール)				
2 月					・第5回選挙管理委員会(11:00～ 701会議室)
3 火					
4 水					
5 木					
6 金	・「九州国際スリーデーマーチ」日本遺産PRブース出展(7:00～17:00、3/8まで、桜十字ホール八代・八代市)				
7 土	・「水戸市夜梅まつり」日本遺産PRブース出展(17:00～20:00 水戸城跡:茨城県水戸市) ・リヴァイ兵士長像 建立4周年イベント(13:00～ 日田駅前広場)		・第53回日田市社会教育振興大会(10:00～ ハトリア日田小ホール)		
8 日					
9 月					
10 火					
11 水					
12 木					
13 金					
14 土	・日本遺産子どもガイド(13:00～15:00 威霊園・豆田町) ・第5回九州長崎王産決定戦(10:00～ ハトリア日田大ホール)				
15 日	・第27回天領日田ひなまつり健康マラソン大会(日田市陸上競技場) ・第5回九州長崎王産決定戦、第5回コソツコソ金盃大会(9:30～ ハトリア日田大ホール)		・日田市中央公民館定期使用団体活動 成果展最終日(2/26～3/15 10:00～17:00 AOSE多目的ホール)		
16 月					
17 火					
18 水					
19 木					
20 金			・春の自然観察会(9:00～ 烏宿山/大山町)		
21 土					
22 日	・【終了】市所蔵美術品公開展「みんなの宇治山哲平展」(アオーゼ2階美術展示ギャラリー) ・ガランドヤ古墳1号墳石室一般公開(10:00～16:00 ガランドヤ古墳公園)				
23 月					
24 火					
25 水					
26 木					
27 金					
28 土	・「ひより語りの会」(10:00～11:30)ハトリア日田、スタジオ1				
29 日	・日田威霊園十三祝いの会(11:00～13:00 史跡威霊園跡)				
30 月			・定例教育委員会(予定)(15:00～ 別館3階大会議室)		
31 火					
備考					